

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和7年度及び令和8年度に鳥栖市が発注する建設工事、建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサル」という。）、委託業務等及び物品の買入れ、製造等（以下「物品関係」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査申請の方法等を次のとおり定める。

令和6年11月18日

鳥栖市長 向 門 慶 人



1 入札に参加できる者に必要な資格

入札に参加できる者は、特別の理由がある場合を除き、次の要件を備えている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当すると認められる者でないこと。
- (2) 建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていること。（同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をし、許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている場合を含む。）また、建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（申請日時点で有効なもの）を受けていること。
- (3) 建築設計業務にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所登録を受けていること。また、測量業務にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業者の登録を受けていること。
- (4) 前2号に定めるもののほか、法令の規定により、営業に関し必要とされる免許、許可、登録等を受けていること。
- (5) 入札参加資格審査申請書又は添付書類について、故意に虚偽の事項を記載していないこと。
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 国税（法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税）、佐賀県税及び鳥栖市税について未納がないこと。（新型コロナウイルス感染症の影響により左記の各税について徴収の猶予を受けている者を除く。）

2 入札参加資格審査申請書の提出方法

入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。

- (1) 受付期間（土・日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。）

ア 定期受付（建設工事、建設コンサル、委託業務等、物品関係）

令和6年12月16日（月）から令和7年1月17日（金）までとする。

イ 追加受付（建設工事及び建設コンサル）

令和8年度発注分について、後日告知する令和7年度中の特定期間に行う。

ウ 随時受付（委託業務等及び物品関係）

令和7年4月1日以降、随時受け付ける。

(2) 提出方法

持参または郵送（受付期間内に必着とする）

(3) 提出先

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地 鳥栖市 総務部 契約検査課

(4) 提出書類

別紙のとおり（様式は、本市ホームページからダウンロードすること。）

3 資格審査結果の通知

資格審査の結果、入札参加資格者と認められる者には、通知しない。入札参加資格者と認められない者についてのみ、その旨通知する。

4 資格の有効期間

(1) 定期受付分 令和7年4月 1日から
令和9年3月31日まで

(2) 追加受付分 令和8年4月 1日から
令和9年3月31日まで

(3) 随時受付分 登録の日から
令和9年3月31日まで

5 変更等の届出

2により入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、速やかに届け出なければならない。

6 資格の取消し

入札参加資格を有する者が、1に規定する要件を備えていないと認められるときは、その者の入札参加資格を取り消すことがある。

7 その他

入札参加資格審査申請書その他の提出書類について、鳥栖市情報公開条例（平成12年条例第40号）に基づく公開請求がなされた場合、同条例に従い取り扱う。